

(第二号様式に準ずる)

## 確認申請書 (建築物)

(第一面)

第一面

建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

なお、申請に当たっては、株式会社〇〇〇〇 の確認検査業務約款を遵守します。また確認検査業務手数料規程によることを承諾します。

指定確認検査機関

(株)

代表取締役 〇〇 〇〇 様

①申請書・設計者の氏名・捺印

令和 〇年 〇月 〇日

申請者氏名

設計者氏名

*手数料欄			
*受付欄	*消防関係同意欄	*決裁欄	*確認番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名

お申込みいただく建物が、耐火建築物・準耐火建築物に該当する場合は、

下記3点をご確認のうえ、**確認申請書の第一面～第四面を全てアップロードしてください。**

※第四面は旧書式と新書式で確認項目が異なります。

必ずお持ちの確認申請書のご確認をお願いいたします。

①第一面

申請者・設計者の氏名・捺印があるか

②第三面

建物の所在地が確認できること

③第四面

【5.主要構造部】の項目で耐火建築物・準耐火建築物に該当していること

## 建築主等の概要

## 【1. 建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

## 【2. 代理人】

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

## 【3. 設計者】

(代表となる設計者)

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成又は確認した設計図書】

(その他の設計者)

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成又は確認した設計図書】

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成又は確認した設計図書】

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成又は確認した設計図書】

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】 東京都豊島区東池袋一丁目 ○○番地○○

【2. 住居表示】 東京都豊島区東池袋一丁目 ○○ 以下未定

【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】

- 都市計画区域内 (市街化区域 市街化調整区域 区域区分非設定)  
準都市計画区域内 都市計画区域及び準都市計画区域外

【4. 防火地域】 防火地域 準防火地域 指定なし

【5. その他の区域、地域、地区又は街区】

【6. 道路】

- 【イ. 幅員】 m  
 【ロ. 敷地と接している部分の長さ】 m

【7. 敷地面積】

- 【イ. 敷地面積】 (1) ( ) ( ) ( ) ( ) m<sup>2</sup>  
 (2) ( ) ( ) ( ) ( ) m<sup>2</sup>  
 【ロ. 用途地域等】 ( ) ( ) ( ) ( )  
 【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】  
 ( ) ( ) ( ) ( ) %  
 【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】  
 ( ) ( ) ( ) ( ) %  
 【ホ. 敷地面積の合計】 (1) m<sup>2</sup>  
 (2) m<sup>2</sup>  
 【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】 %  
 【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 %  
 【チ. 備考】

【8. 主要用途】 (区分 )

【9. 工事種別】

- 新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替

【10. 建築面積】 (申請部分 ) (申請以外の部分 ) (合計 )

- 【イ. 建築面積】 ( ) ( ) ( ) m<sup>2</sup>  
 【ロ. 建蔽率】 %

【11. 延べ面積】 (申請部分 ) (申請以外の部分 ) (合計 )

- 【イ. 建築物全体】 ( ) ( ) ( ) m<sup>2</sup>  
 【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】 ( ) ( ) ( ) m<sup>2</sup>  
 【ハ. エレベーターの昇降路の部分】 ( ) ( ) ( ) m<sup>2</sup>  
 【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】 ( ) ( ) ( ) m<sup>2</sup>  
 【ホ. 自動車車庫等の部分】 ( ) ( ) ( ) m<sup>2</sup>  
 【ヘ. 備蓄倉庫の部分】 ( ) ( ) ( ) m<sup>2</sup>  
 【ト. 蓄電池の設置部分】 ( ) ( ) ( ) m<sup>2</sup>  
 【チ. 自家発電設備の設置部分】 ( ) ( ) ( ) m<sup>2</sup>  
 【リ. 貯水槽の設置部分】 ( ) ( ) ( ) m<sup>2</sup>  
 【ヌ. 宅配ボックスの設置部分】 ( ) ( ) ( ) m<sup>2</sup>  
 【ル. 住宅の部分】 ( ) ( ) ( ) m<sup>2</sup>

(第四面)

建築物別概要

【1. 番号】

【2. 用途】 (区分 )  
 (区分 )  
 (区分 )  
 (区分 )  
 (区分 )

③主要構造部 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替

【4. 構造】 造 一部 造

「耐火建築物」に該当

【5. 主要構造部】

- 耐火構造
- 建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造
- 準耐火構造
- 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロ-1)
- 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロ-2)
- その他

「準耐火建築物」に該当

【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】

耐火性能は下記の項目に応じて異なります。  
 お持ちの資料をご確認いただき、正しい耐火性能を選択ください。

【5.主要構造部】が

- ・耐火構造の場合：耐火建築物
- ・建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の場合：耐火建築物
- ・準耐火構造の場合：準耐火建築物
- ・準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロ-1) の場合：準耐火建築物
- ・準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロ-2) の場合：準耐火建築物

※記載項目は建築確認申請時期によって異なる場合があります。

※省令準耐火建物の場合は確認申請書では確認ができないため、他の資料のアップロードが必要です。

※お持ちの建築確認申請書 第四面の項目が【5. 耐火建築物等】となっており、「その他」に記載またはチェックが入っている場合は、主要構造部の耐火性能によっては「耐火建築物」「準耐火建築物」いずれかに該当する場合がありますので、建物の施工業者・ハウスメーカー等にご確認をお願いします。

【三. 地階の倉庫等の階の数】

【9. 高さ】

- 【イ. 最高の高さ】 m
- 【ロ. 最高の軒の高さ】 m

建築物別概要

【1. 番号】

【2. 用途】 (区分 )  
 (区分 )  
 (区分 )  
 (区分 )  
 (区分 )

【3. 工事種別】

新築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替

【4. 構造】 造 一部 造 「耐火建築物」に該当 (※1)

【5. 主要構造部】

- 耐火構造 (防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合)
- 耐火構造 (防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合)
- 建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造
- 準耐火構造
- 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロ-1)
- 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロ-2)
- その他

「準耐火建築物」に該当

【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】

建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造

耐火性能は下記の項目に応じて異なります。

お持ちの資料をご確認いただき、正しい耐火性能を選択ください。

【5. 主要構造部】が

- ・耐火構造 (防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合) の場合：耐火建築物
- ・耐火構造 (防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合) の場合：耐火建築物 (※1)
- ・建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の場合：耐火建築物
- ・準耐火構造の場合：準耐火建築物
- ・準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロ-1) の場合：準耐火建築物
- ・準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロ-2) の場合：準耐火建築物

(※1) 「耐火構造 (防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合)」に該当する場合、補償開始日が2024年9月30日以前のご契約では耐火建築物として引き受けることができません。この場合、当社所定の「耐火建築物・準耐火建築物・省令準耐火建物確認書」を施工業者・ハウスメーカー等からお取付いただき、アップロードが必要です。

※省令準耐火建物の場合は確認申請書では確認ができないため、他の資料のアップロードが必要です。

※お持ちの建築確認申請書 第四面の項目が【5. 耐火建築物等】となっております。

「その他」に記載またはチェックが入っている場合は、主要構造部の耐火性能によっては「耐火建築物」「準耐火建築物」いずれかに該当する場合がありますので、建物の施工業者・ハウスメーカー等にご確認をお願いします。